

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

| | |
|--|---------------------------------------|
| (宛先) 京都府知事 | 令和6年8月1日 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都府知事 西脇 隆俊 |

| 前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等 | 第一種特定製品の種類 | 前年度 | | | | | | | |
|---|---|---|-------|----------|--------------|--|--|--|--|
| | | 年度当初の 保有台数 | 整備台数 | 廃棄台数 | 年度末の 保有台数 | | | | |
| | エアコンディショナー | 4268 台 | 565 台 | 589 台 | 4428 台 | | | | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 1095 台 | 29 台 | 33 台 | 1112 台 | | | | |
| 前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を行 った冷媒用代替フロ ンの量 | 第一種特定製品の種類 | 代替フロン充填量 | | 代替フロン回収量 | | | | | |
| | エアコンディショナー | 4287.35 | キログラム | 5238.61 | キログラム | | | | |
| | 冷蔵機器及び冷凍機器 | 24.92 | キログラム | 13.29 | キログラム | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制 | 使 用 時 | ・所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が隨時、情報を更新するなど、適切に管理している。 | | | | | | | |
| | 廃 棄 時 | ・第一種特定製品の廃棄時には管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようマニュアルにまとめ運用している。 ・廃棄後も点検記録簿を残しており、いつでも点検記録簿を閲覧できるシステムとなっている。 | | | | | | | |
| 冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況 | 使 用 時 | ・管理している第一種特定製品に対して、3ヶ月ごとに簡易点検を実施し、異常な音や振動、損傷、腐食等がない事を確認した。 ・公用車の毎月次点検時にはエアコン稼働音に異常が無いか確認している。 | | | | | | | |
| | 廃 棄 時 | ・第一種特定製品の廃棄時には管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼した。 ・充填回収業者から回収証明書・破壊証明書が回付された事を確認しフロン類が適切に処理された事を確認した。 | | | | | | | |
| ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針 | 京都府グリーン調達方針に基づき、導入している。 家電製品はノンフロン製品を積極的に導入し、業務用製品は地球温暖化係数がより低い代替フロン製品を導入する。 | | | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | | | | |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。